

# 小作争議調査表

No. 121

昭和拾年 (月報番號第一二四號)

過 程	事 項 求	原 因	地主 關 係 團 體	關 係 人 員	場 所
			小 作 人	關 係 地 種 類 面 積	發 生 終 熄
	土地返還要求	地主は負債整理のため小作人の土地を返還を要求した。小作人側は、十日農青木支那長より調停が入り、これに機を捉え、地主は小作調停の申請を厚たが、地主は固い。	ナシ	地主 紫田耕太郎 小作人 長谷川長次郎	幸島郡今宿村大字青木分 城外園 法尊寺
	七月五日調停委員今期位、結果厄化、過りにて解決せず。		ナシ		昭和十年五月二十五日

(昭和十年七月分)

財團協調會福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一 小作人日本年より收穫に対し昭和十一年一月末日迄の四年入四俵二年九升三合と二俵に割引納入す。</p> <p>二 地主は小作人十一月十五日迄の四十日と要し小作人二俵納入と同日より三十年計七十日。</p> <p>三 雜作料と土俵の福利取り台地土の土地立入を令任意とする。</p>